

令和2年5月7日

保育施設等に児童が在籍する
保護者の勤務先事業者 様

石狩市長 加藤 龍 幸

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための市内保育施設等への
臨時休業の更なる要請にかかるご協力について

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市においては、国や道、札幌市等の緊急事態宣言等を受けて、保護者の皆様には4月20日以降、現在に至るまで認定こども園等の施設の休園や登園自粛にご協力をいただいているところですが、この度、国による緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長され、それに伴い道内小中学校も同様に臨時休業の期間を延長することが決定されました。

本市の認定こども園等にはこれまで、休園及び登園自粛期間を北海道における緊急事態措置解除までとしておりましたが、国や道の対応を受け、改めて5月31日（日）まで、休園及び登園自粛期間の延長を要請させていただきました。

事業者様におかれましては、現在の状況をご考慮いただき、当該就労者の休暇の取得等について特段のご配慮をいただけるようお願い申し上げます。

なお、公的機関が実施している支援制度等もございますので、ご参照願います。

記

1. 休園・登園自粛延長要請期間

令和2年4月20日（月）から5月31日（日）（北海道における緊急事態措置解除）まで

2. 公的機関が実施している支援制度について

新型コロナウイルス感染症による小学校等休業等対応助成金について、厚生労働省のホームページに詳細が掲載されております（下記リンク）。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html）

【問合せ】石狩市保健福祉部子ども家庭課

TEL：0133-72-3197（直通）